

1 委託業務名

認知症地域支援推進員業務（おかよし地域）委託

2 業務の趣旨

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行うことを目的とする。

3 業務場所

みよし市地内

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 準拠法令等

業務実施に当たり、本仕様のほか介護保険法第115条45第2項第6号、みよし市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱（平成27年4月1日）、みよし市認知症初期集中支援事業実施要綱（平成28年4月15日）（以下「初期集中支援要綱」という。）及び令和3年度みよし市地域包括支援センター運営方針（令和3年4月1日）を参考とすること。

6 業務の内容

おかよし地域の認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）の業務は、次のとおりとする。ただし、令和2年度第4回地域包括ケア推進会議で決定した認知症施策推進取組進捗管理表をもとに、発注者及び他地域の地域包括支援センター（以下「他のセンター」という。）と協働して行うこととする。

(1) 認知症に係る医療機関、介護サービス提供機関その他支援機関等との連絡及び調整等に関すること。

ア 初期集中支援要綱に基づき認知症初期集中支援チームのチーム員として活動すること。

イ 初期集中支援要綱に基づき実施するチーム員会議に出席すること。ただし、おかよし地域包括支援センター（以下「センター」という。）の他の職員が代理で出席することは差し支えないものとする。

ウ センターに配置される第2層生活支援コーディネーター及び在宅医療介護連携推進員と協働し、医療、介護等の機関と円滑に連携できる関係づくりを行い、必要に応じて発注者が作成する高齢者福祉マップへの掲載等を情報提供すること。

- (2) 認知症の人とその家族に対する適切な相談支援体制の構築に関すること。
- ア (1) の活動により支援体制構築を進めること。
 - イ みよし市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成27年10月7日）（以下「地域ケア会議要綱」という。）第2条第3号に基づきセンターが開催するみよしささえ愛会議において、認知症を主訴又は関連要因として対象者が選定されている会議について、出席又は事後に報告を受ける等により内容を把握し、おかよし地域の認知症の人とその家族の支援ニーズの把握を行うこと。
 - ウ 地域ケア会議要綱第2条第1号に基づき開催するみよし市地域包括ケア推進会議及び認知症施策検討作業部会（以下「作業部会」という。）に出席すること。ただし、みよし市地域包括ケア推進会議は、発注者の指示がある場合に出席するものとし、作業部会は毎回、出席すること。なお、センターの他の職員が代理で出席することは差し支えないものとする。
- (3) 認知症の人とその家族、地域住民及び専門職が集い、認知症の人とその家族の負担軽減等を図るための認知症カフェの開設等に関すること。
- ア 発注者及び他のセンターと協働して、みよし市の今後の認知症カフェのあり方を検討するための調査活動を行うこと。
 - イ アに関連し、他のカフェに適宜見学、参加等することにより、運営ノウハウを得ること。
- (4) 認知症の人とその家族に対する支援のための交流会等の開催に関すること。
- 認知症家族介護者交流会「ひまわりの会」への出席すること。
- 出席に当たっては、センターの他の職員が代理で出席及び他のセンターに配置される推進員と輪番とすることは差し支えないものとする。
- (5) その他推進員の活動として有益となる会議及び研修に参加すること。
- 参加した会議及び研修に関しては、センターの他の職員に伝達し、情報の共有をすること。また、発注者の求めに応じて会議議事録等の提供ができるようにすること。

7 認知症地域支援推進員の要件

推進員は、常勤換算0.5人以上配置すること。複数名配置する場合には管理責任者を定めること。ただし、推進員は、以下の資格要件を全て満たすこと。

- (1) 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症地域支援推進員研修を受講している又は令和4年度中に受講すること。
- (3) 認知症初期集中支援チーム員研修を受講している又は令和4年度中に受講すること。

8 提出書類

	提出書類等	提出時期
①	工程表	契約締結後5日以内
②	管理技術者通知書（経歴書を添付）	契約締結後5日以内
③	7の資格証明（免許の写し等）	契約締結後5日以内
④	業務計画書	令和4年4月末日まで
⑤	認知症地域支援推進員研修修了証書の写し	令和4年4月末日まで (受講予定の場合は、取得後1週間以内)
⑥	月報	翌月10日まで
⑦	実績報告書	契約履行期間の末日まで
⑧	完了届	契約履行期間の末日

9 委託料の支払い

- (1) 契約約款に関わらず委託料の支払い時期は、4月、7月、10月及び1月の年4回とし、支払い金額は均等割とする。100円未満の端数については最終月に支払うものとする。
- (2) 前号の規定による委託料の支払いに当たっては、受注者は請求書により発注者に請求を行う。

10 秘密の保持

受注者は、本業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

11 その他

- (1) 消費税法第6条に基づき、法別表第1第7号ハに規定する事業に該当するため非課税とする。
- (2) 仕様書に明記がない場合であっても、業務目的に照らし適切に対応すること。なお、仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。